

独立行政法人日本スポーツ振興センター国立登山研修所利用規程

平成21年3月31日平成20年度規程第47号

改正

平成26年2月27日平成25年度規程第33号

平成28年3月25日平成27年度規程第41号

平成30年3月30日平成29年度規程第38号

平成31年3月25日平成30年度規程第15号

令和3年3月30日令和2年度規程第57号

令和4年3月11日令和3年度規程第37号

令和7年3月10日令和6年度規程第23号

目次

第1章 総則 (第1条—第3条)

第2章 スポーツ施設の利用 (第4条—第9条)

第3章 雑則 (第10条—第17条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この規程は、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書（平成15年度規則第1号）第3条に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）が運営する国立登山研修所（以下「研修所」という。）のスポーツ施設等の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

**第2条** この規程の定めるところにより研修所を利用させることができる者は、次の表の利用対象団体の欄に掲げる者で、登山の健全な発達を図るため、同表の条件の欄に掲げるそれぞれの利用の条件を満たす登山に関する研修会等（以下「研修」又は「研修所主催事業以外」という。）を行うものとする。

利用対象団体	条件
1 都道府県教育委員会	1 研修の主催責任者が明確に定められており、かつ具体的な研修計画により安全、効果的に研修が実施されるものと認められるものであること。 2 研修に当たって、スポーツクライミング用人工壁又はロッククライミング訓練施設を利用する場合は、指導者の中に公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（山岳）又はこれに準ずると認められる者が含まれ、これらの者の指導により訓練が実施されるものであること。 3 利用は原則として5名以上の団体であること。
2 都道府県の範囲又はこれ以上の地域を包轄する山岳関係団体	
3 大学（短期大学を含む。）	
4 高等専門学校	
5 高等学校	
6 1から5までのほかセンターが特に認めた者	

	4 この規程に定めるもののほか、別に定める利用上の注意事項を遵守し、秩序ある生活ができると認められるものであること。
--	--

2 前項の利用のほか、センターは、研修所の施設において自ら開催する登山に関する研修会等（以下「研修所主催事業」という。）の参加者に施設を利用させることができる。

（利用に供するスポーツ施設）

**第3条** センターがこの規程の定めるところにより、利用に供するスポーツ施設は、次に定める施設とする。

- (1) 宿泊室
- (2) 講義室
- (3) トレーニング室・スポーツクライミング用人工壁・ボルダリングウォール
- (4) ロッククライミング訓練施設
- (5) 山岳トレーニングコース
- (6) 夏山前進基地
- (7) 冬山前進基地

## 第2章 スポーツ施設の利用

（利用の申込）

**第4条** 研修所の利用を希望する団体（以下「利用希望団体」という。）は、事前に施設利用申込書（別記様式）をセンターに提出し、その承諾を受けなければならない。

（利用の承諾）

**第5条** センターは、前条の規定による申込みがあった場合は、その内容を検討し、必要に応じて研修計画について指導を行うとともに、施設・設備等の状況を勘案して利用の可否を決定し、当該利用希望団体への通知によって利用を承諾し、利用日を確定するものとする。

（入所の心得）

**第6条** 前条の規定により研修所利用の承諾を受けた団体（以下「施設利用団体」という。）は、利用開始日に参加者名簿を提出し、利用するものとする。

（施設利用料金）

**第7条** センターは施設利用団体から別表第1及び別表第2に掲げる施設利用料金を徴収するものとする。

2 センターは、次の各号の一に該当する場合においては、施設利用料金を減免することができる。

- (1) センターの設置の目的に照らし、センターが特に必要と認めたとき。
- (2) 施設利用の目的及び方法により、センターが特に必要と認めたとき。

（納入期限）

**第8条** 施設利用団体は、利用の前（利用開始日を含む。）までに施設利用料金をセンターに納入しなければならない。

（利用承諾後の変更）

**第9条** 施設利用団体が第5条の規定による利用の承諾を受けた後に利用日その他の条件につき変更しようとする場合は、あらかじめセンターに申し込むものとする。

2 センターは、前項の施設利用変更の申込内容を審査し、施設・設備等の状況を勘案して利用変更の可否を決定し、当該利用希望団体者への通知によって利用変更を承諾するものとする。

### 第3章 雑則

(利用承諾の取消)

**第10条** センターは、施設利用団体が次の各号の一に該当すると認めるとき、その利用承諾を取消し又は利用を中止させるものとする。

- (1) 施設利用申込書に虚偽の記載があったとき。
- (2) センターの定める規律に違反し又はセンターの指示に従わないとき。

2 センターは、前項の規定により利用の承諾を取り消したとき又は利用の中止を命じたときは、徴収した施設利用料金等を返還しない。

(施設利用権の譲渡及び転貸の禁止)

**第11条** 施設利用団体は、施設利用権を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(センターの非賠償責任)

**第12条** 施設利用団体が、第10条の規定により利用の承諾の取消しを受け、又は利用の中止を命ぜられ損害を受けた場合においては、センターはその損害を賠償する責任を負わない。

(施設利用団体の責務)

**第13条** 施設利用団体は、関係法令、本規程その他センターが定める規律を遵守し、事故が生ずることのないよう安全管理に努めるとともに、研修参加者等に対し正当な理由なく取扱いに差異が生じることがないように十分に留意しなければならない。

(施設利用団体の損害賠償責任)

**第14条** 施設利用団体は、常に善良な管理者の注意をもって施設を利用し、故意又は重過失により研修所の施設・設備等を毀損し又は滅失させたときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(退所の心得)

**第15条** 施設利用団体が退所する場合は、その旨をセンターに申し出て、利用した施設・設備等を原状に復し、点検を受けなければならない。

(参加者への準用)

**第16条** 第7条、第8条及び前6条の規定は、研修所主催事業及び研修所主催事業以外の参加者に準用する。

(実施の細目)

**第17条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則** (平成26年2月27日平成25年度規程第33号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年3月25日平成27年度規程第41号)

この規程は、平成28年3月25日から施行する。

**附 則** (平成30年3月30日平成29年度規程第38号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則** (平成31年3月25日平成30年度規程第15号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則** (令和3年3月30日令和2年度規程第57号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則** (令和4年3月11日令和3年度規程第37号)

この規程は、令和4年3月11日から施行する。

**附 則** (令和7年3月10日令和6年度規程第23号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

### 別表第1 (第7条関係)

#### 宿泊室、夏山前進基地及び冬山前進基地宿泊料金表

利用形態	区分	料金
研修参加者宿泊 (研修所主催事業)	1回 (1人)	1,450円
研修参加者宿泊 (研修所主催事業以外)	1回 (1人)	2,900円

備考

- 1 1回の利用期間は、6泊7日以内とする。
- 2 3泊以上利用の場合には、3泊目以降1泊につき1,000円を加算する。
- 3 宿泊利用時間 (宿泊室を含む。) は、利用開始日の9時から利用最終日の17時までの間とする。

### 別表第2 (第7条関係)

#### その他の施設

利用形態	区分	料金
施設1日利用 (講義室、トレーニング室・スポーツライミング用人工壁・ボルダリングウォール、ロッククライミング訓練施設、山岳トレーニングコース)	1日 (1人)	500円

備考

- 1 1日の利用時間は、9時から17時までとする。
- 2 宿泊利用者については、宿泊利用開始日から利用最終日までの間にその他の施設を利用する場合は、利用料金を徴収しないものとする。

別記様式（第4条関係）

別記様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

国立登山研修所長 様

団体名

団体の長・氏名

国立登山研修所施設利用申込書

下記のとおり利用したいので、よろしくお願ひします。

記

利用団体名			利用責任者 職・氏名		
連絡先	〒 電話 (内線 )				
研修の名称			参加人数 〔 ( )内は 指導者数 〕	男 名 ( ) 女 名 ( ) 計 名	
研修の目的					
利用施設 〔※ 利用希望施設を○ で囲んでください。〕	本館（本館詳細： ) トレーニング室・スポーツクライミング用人工壁・ボルダリングウォール ロッククライミング訓練施設 その他 ( )				
利用期間 〔※ 入・退所は9時から 17時までの間にし てください。〕	入所	月 日 ( ) 時	入山	月 日 ( ) 時	
	退所	月 日 ( ) 時	下山	月 日 ( ) 時	
指導者氏名等 〔※ スポーツクライミ ング用人工壁及びロ ッククライミング訓 練施設を利用する場 合に記入してくださ い。〕	指導者氏名・所属団体名  公益財団法人日本スポーツ協会 公認スポーツ指導者（山岳）資格 ( 有 ・ 無 )  ※ 上記の資格がない場合は、これに準ずる資格・指導歴等を記入してください。				
設備の借用、その他希望事項					

※ 研修計画、参加者名簿を添付してください。